

【キャリアアップ助成金支給申請書】提出書類のご案内

●健康診断制度コース●

支給申請期限：対象労働者延べ4人以上に健康診断を実施した日を含む賃金を支給した日（就業規則等の規定により時間外手当の支払日が異なる場合はその支払日）の翌日から起算して2か月以内に、千葉労働局職業対策課分室又は管轄のハローワークに提出してください。※規定年度により申請期間・添付書類が異なりますのでご注意ください。

例）4人目が健康診断を実施した日が4/10の場合4/26から2か月以内が申請期間になります。（15日締・当月25日払いの場合）

※助成金は支給要件を全て満たすことにより、支給されるものですので、本受付をもって支給が約束されるものではありません。

チェック、枚数を入れて、このご案内と一緒に

事業所名：		持参者：	受付者：	事業主	所	局
No.	申請書類			チェック	枚数	枚数
【共通】						
1	キャリアアップ助成金支給申請書	・様式第3号				<input type="checkbox"/>
2	支給要件確認申立書	・共通要領様式第1号				<input type="checkbox"/>
3	支払方法・受取人住所届	・共通要領 帳票種別「32850」				<input type="checkbox"/>
4	キャリアアップ計画書（管轄労働局長の確認を受けたもの）写し	・様式第1号（表紙、共通、計画）変更届を提出している場合、当該変更届を含む。				<input type="checkbox"/>
5	3 健康診断制度コース内訳	・様式第3号（別添様式3）				<input type="checkbox"/>
6	健康診断制度が規定されている労働協約又は就業規則、及び健康診断制度が規定される前の労働協約又は就業規則	・常時10人未満の労働者を使用する事業主が健康診断制度を規定する前の労働協約または就業規則を作成していなかった場合にあってはその旨を記載した申立書				<input type="checkbox"/>
7	実施機関の領収書（費用が生じていることが確認できるものに限りです）	・実施機関の領収書が対象労働者が健康診断を実施したことおよび実施日が確認できるものでない場合、領収書に加え、健康診断結果表等（当該事項が確認できる書類） ・人間ドックの場合、受診項目の分かる書類				<input type="checkbox"/>
8	対象労働者の雇用契約書等	・必要に応じて労働者本人の署名等が分かる雇用契約書				<input type="checkbox"/>
9	対象労働者の賃金台帳等	・対象労働者の健康診断実施日を含む月分				<input type="checkbox"/>
10	対象労働者の出勤簿等（出退勤時刻が記載されたもの）	・対象労働者の健康診断実施日を賃金計算期間に含む月の分 ※平成28年度以前分制度規定の場合のみ必要				<input type="checkbox"/>
11	【中小企業事業主である場合、中小企業事業主であることを確認できる書類】 a 登記事項証明書、資本の額又は出資の総額を記載した書類等 b 事業所確認表（様式4号）					<input type="checkbox"/>
【その他必要に応じて提出するもの】						
12	委任状	・事業主の委任を受けて代理人が提出する場合は委任状（原本）を提出してください。				<input type="checkbox"/>
14	生産性要件算定に係る支給申請の場合の添付書類	生産性要件算定シート（共通要領様式第2号）及び算定の根拠となる証拠書類（損益計算書、総勘定元帳、確定申告書日の青色申告決算書や収支内訳書など）算定の根拠となる書類には事業主の原本証明をつけること				<input type="checkbox"/>
15	与信取引等に関する情報提供に係る承諾書	・共通要領様式第3号 ・生産性の伸びが6%未満の場合、14と併せて提出				<input type="checkbox"/>
16	生産性要件に関わる申立書	千葉労働局のホームページよりダウンロード可能				<input type="checkbox"/>
17	管轄労働局長が必要と認める書類					<input type="checkbox"/>
18	その他					<input type="checkbox"/>

《注意》

○書類の提出を従業員が行う場合は社員証等を提示してください。また、書類の提出だけでなく、書類に書かれた内容を修正する場合は代理人として選任し委任状の原本も併せてご提示ください。第三者が代理人の場合は、支給申請書等に代理人の住所及び連絡先電話番号を記載し、記名押印又は自署による署名を行い、事業主からの委任状（原本）及び身分証を提出してください。

○審査の過程において、内容等の確認をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

○様式は厚生労働省のホームページからダウンロードしてください。

○ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-17 第一生命ビル6階
千葉労働局 職業安定部 職業対策課 分室
電話：043-441-5678
FAX：043-224-0780